

松江市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市が交付する松江市ごみ集積施設整備事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市ごみ集積施設整備事業補助金
補助金交付の目的	一般家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の景観保全及び収集業務の効率化を図ることを目的とする。
補助金交付対象区分	新設：新たに集積施設を設ける場合を新設とする。 更新：既存集積施設を撤去し、新たに整備する場合を更新とする。 修繕：既存集積施設の一部を修繕する場合を修繕とする。
補助金交付の対象である事業の内容	ごみ集積施設を新設、更新又は修繕する事業とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもので、いずれか一事業につき5年以内に1回限りとする。 (1) 5世帯以上で使用するごみ集積施設であって、当該ごみ集積施設を使用する世帯（以下「使用世帯」という。）により整備するもの。（賃貸住宅にあっては、当該賃貸住宅が貸主又は不動産会社等が管理責任を負うものでない場合に限り対象とする。） (2) 容積が次に掲げる使用世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める大きさであるもの。 ア 5～15世帯 使用世帯数×90リットル以上 イ 16世帯以上 1,440リットル以上 (3) 構造が屋根付きで、かつ、網などにより周囲が囲まれているもので、その一辺が開閉式になっているもの（折り畳み式のものを含む。） (4) 耐久性のある材質により製造されるもの。 (5) ごみ収集車の通行及び積載作業が容易にできる場所に設置され、ごみ収集作業の効率化に資するもの。 (6) 設置後、使用世帯が責任をもって適正に維持管理を行うもの。 (7) 一般家庭から排出される一般廃棄物の集積以外の用途に使用しないもの。

補助対象経費	ごみ集積施設の新設、更新又は修繕にかかる経費（土地買収費、解体撤去費、借地料は除く。）とする。ただし、修繕は5,000円を超えたものに限る。		
交付の率又は金額	補助対象事業に要する経費に3分の2の補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた額）とし、その額は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、補助対象となるごみ集積施設の使用世帯数が5から15までのものにあつては中欄の、16以上のものにあつては右欄の金額を限度とする。		
	区分	5～15世帯	16世帯以上
	新設	世帯数×12,000円	200,000円
	更新	世帯数×9,000円	150,000円
	修繕	世帯数×4,000円	64,000円
終期	令和4年3月31日		
補助事業者の範囲	松江市に住所を有する者であつて、補助金の交付対象となるごみ集積施設を使用する予定であるもの。		

（補助金の交付申請）

第3条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。

- (1) ごみ集積施設整備事業補助金申請世帯名簿
- (2) ごみ集積施設位置図
- (3) ごみ集積施設構造図
- (4) ごみ集積施設見積書
- (5) 整備前写真
- (6) 土地の占用許可書又は土地使用承諾書

（実績報告）

第4条 規則第12条に規定する市長が定める書類は次に掲げるものとする。

- (1) ごみ集積施設の整備完了写真
- (2) ごみ集積施設の整備に要した経費を証明する領収書

（維持管理）

第5条 この要綱による補助金の交付を受けて整備した「ごみ集積施設」は、他地区の模範となるように常にその清潔の保持、施設の維持管理に努めなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成17年松江市告示第64号)

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成18年松江市告示第172号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年松江市告示第157号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年松江市告示第80号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年松江市告示第53号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年松江市告示第139号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年松江市告示第314号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年松江市告示第91号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年松江市告示第100号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年松江市告示第91号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年松江市告示第64号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年松江市告示第220号)

この告示は、平成28年4月14日から施行する。

附 則 (平成29年松江市告示第42号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年松江市告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年松江市告示第60号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年松江市告示第99号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年松江市告示第125号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。